

平成 29 年 12 月 26 日

養父市議会議長 深 澤 巧 様

生活環境常任委員会
委員長 植 村 和 好

委員会審査報告書

平成 29 年 12 月 5 日、本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、養父市議会会議規則第 101 条の規定により報告します。

記

- 1 審査年月日
平成 29 年 12 月 7 日 (木)
- 2 審査結果

議案番号	事 件 名	審査結果
議案第 66 号	養父市空家等の適正な管理に関する条例の制定について	原案可決すべきもの
議案第 70 号	市道路線の認定について	原案可決すべきもの

(別紙) 審査内容等報告書

(別紙)

生活環境常任委員会 審査内容等報告書

議案第 66 号「養父市空家等の適正な管理に関する条例の制定について」

【質疑】 特定空家等に認定された空家の除却費用に対する補助率は、所得基準によるものではなく一律の補助率なのか。

【答弁】 国、県の補助制度を活用する。所有者に費用を補助し所有者が除却するものであり、一律の補助率での対応を考えている。

【質疑】 所有者不明の空家除却の代執行後の空き地管理はどうするのか。

【答弁】 養父市環境保全条例で対応したい。

【質疑】 特定空家等認定後、代執行により除却する場合の費用負担者は誰か。また、略式代執行の場合の費用負担者は誰か。この費用に対して国や県からの補助はないのか。

【答弁】 代執行の場合は所有者等が判明しているため、市が立替え払いして代執行を行い、所有者等に費用を請求する。略式代執行の場合は、所有者等がいなかったため市が略式代執行すると判断すれば、市が負担することになる。国、県の補助金はない。

議案第 70 号「市道路線の認定について」

【質疑】 この団地の路線は、起点と終点の間に団地内を区画する幾つかの路線がある。市道路線の認定基準は変わったのか。また、今後このような団地の路線の場合は、一つの路線として認定するのか。

【答弁】 認定基準は変わっていない。団地一帯での路線として認定している。今後もこのような団地の路線の場合は、同じように認定する。